

1、気候変動に伴う適応計画の策定について

まず、気候変動に伴う適応計画の策定についてお尋ねします。昨年、気候変動適応法が施行されました。それまでわが国においては、地球温暖化対策の法律はありましたが、気候変動による被害の防止や軽減を図るための措置を位置づけ、推進をはかる法的根拠は存在しませんでした。そこで策定されたのが気候変動適応法であります。地球温暖化を防止するための緩和策と、温暖化による被害軽減を図る適応策は車の両輪であり、両者それぞれに推進をはかることが重要であります。

適応法では地方公共団体に対し、地域気候変動適応計画等を策定し、地域の実情に応じて細やかに適応策を推進するよう求めています。

私は昨年6月の有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会で、この適応計画の策定状況についてお尋ねしました。県はすでに平成27年度から策定に取り組んでいるとのことでありました。ちなみに鹿児島県の計画ですが、農林水産業、水環境、生態系、自然災害、健康、産業、国民生活などなど、各分野についてそれぞれに起こりうる変動を予測し、必要な対応策がかなり詳細に検討されています。私は、わが県としても、新しく制定された法に即した適応計画書を策定する必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。環境生活部長にお尋ねします。

(環境生活部長答弁骨子)

現計画は、2016年度に他県に先駆け策定し、4分野について対策をまとめ、毎年度フォローアップを実施している。現計画が2020年度までとなっていることから、次期計画は2021年度スタートと考えている。

国の計画に明記された7分野について、最新情報等を収集・整理の上地域への影響を精査し、本県の実情に応じた計画策定を進める。

(山本切り返し)

熊本県が他県に先駆け、全国に活用されるような適応計画を策定し、取り組まれて来たことは積極的に評価します。次期策定予定の第6次環境基本計画において、気候変動的応法に基づく適応計画を策定されると伺っております。加速度的に気候変動が進行するもとの県民の生命や生活環境を守り、社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの削減に全力で取り組むとともに、被害の防止・軽減をはかる適応策に、国・県や市町村、多様な関係者の連携・協議の下、一丸となって取り組むことが重要であります。ぜひ熊本県も全庁挙げた積極的・先進的な取り組みを展開していただきたいと思っております。

2、ダムによる治水対策の見直しについて

さて、その気候変動のもとで、これまでのやり方を見直すべきではないかと思われるものの一つが治水対策であります。資料1をご覧ください。これは全国の一時間降水量50ミリ以上の年間発生件数を、1976年から2018年の期間について示したものであり、気象庁がホームページに掲載しています。最近10年間の平均年間豪雨発生回数は、グラフにある最初の10年の平均件数と比べて1.4倍に増加しています。次に資料2のグラフは、気象庁のデータをもとに東京大学の中村尚教授が作成されたグラフであります。日本上空1500メートルの水蒸気量の変化を表したのですが、これも増加傾向であります。近年は記録的豪雨が各地で報

告されていますが、それは発達した積乱雲が発生しやすくなっているからであります。

現在、日本の治水対策は、30年に一回とか、150年や200年に一回降る雨に対応するものとしておこなわれています。しかし過去最大規模の大雨が今年来るかもしれないし、また来年はさらにそれを上回る大雨が降るかもしれません。何年に一回という発想がもはや通用なくなっています。

そこで土木部長にお尋ねしますが、

まず一点目。これは一般論として伺います。これまで経験したことのないような大雨が右肩上がりで増加しているという今日の気候変動のもとで、河川の上流に水をためこみ洪水調節をおこなうという治水ダムは、極めて危険な構造物となりはしないでしょうか。なぜならダムは想定を超える雨が降れば洪水調節機能が失われ、緊急放流、自然放流に任せるしか手立てがなくなってしまうからであります。自治体研究社出版の「豪雨災害と自治体」という本の中で、神戸大学の田結庄良昭（たいのしょう・よしあき）名誉教授は、ダムによる洪水被害について書かれています。要約して一部紹介します。愛媛県の肱（ひじ）川では洪水により家屋が浸水し、9人が亡くなるなど大きな被害が生じた。上流のダムからの計画量を越える放流も水害を大きくさせた要因と思われる。愛媛県の鹿野川ダムは、安全とされる基準の6倍の水量を放流し、堤防から水があふれ家屋浸水、4人が亡くなった。また野村ダムのある西予市でも、放流量が最大になり、5人の死者が出た。ダムの放流による洪水の拡大については、2011年の紀伊半島豪雨水害など枚挙に暇がなく云々、とあります。

私は、これまでに経験したことのないような大雨が毎年のように発生する今日の気候変動のもとでは、ダムを前提とした治水政策は危険であり、見直す必要があると考えますが、土木部長の見解を伺います。

二点目です。建設中の立野ダムについてお尋ねします。

熊本地震とその直後の豪雨災害によって、立野峡谷はあちこちに大規模な土砂崩落が発生しました。立野ダム湛水地周辺の地盤にも崩壊が多数発生し、直後の6月豪雨災害で崩壊地がさらに拡大しました。この場所にダムを作るなどということはあまりに危険だと誰もがそのとき感じたことだと思います。ところが国交省とかかわりの深い方々で構成された技術委員会は報告書をまとめ、この中で、土砂の崩壊は数年かけて少なくなっていく。斜面の安定化対策や土砂の流出抑制対策は技術的には可能であり、崩壊斜面の対策が順次講じられることで土砂の流出は抑制していく。さらに、流木については水理模型実験を行なって、閉塞を生じることはないと確認した。立野ダム建設は十分可能であると結論付けたのであります。

はたして最近の湛水地付近の現状はどうなっているか。写真①は6月9日に撮影されたものであります。この写真は建設現場付近の村道から北向山方面を撮った写真ですが、土砂崩れを起こした斜面はブロックで固められたり緑地化がはかられたりしております。ただまだまだ人工林が残っており、また今後の大雨で大量の木々が流されるのではないかと不安があります。またもやでわかりにくいですが、奥の斜面を見ると幾筋ものが崩れが現在も発生していることがわかります。次の写真②ですが、北向山の崖崩れが発生している箇所を拡大して撮影したものです。更なる崩落がいつ発生しても不思議ではありません。次の写真③は川からそそり立つ斜面で大量の土砂崩落が発生している箇所であります。ダム湛水時にこのような土砂崩落が起きればダム津波が発生し、下流域に甚大な被害を及ぼす危険があるのではないのでしょうか。次の写真④は、長陽大橋の上から真下の土砂崩落の岩石を撮影したのですが、そこに置かれている重機と比較して、岩石の大きさがどれだけ大きいものがわかります。地震や豪雨が発生すれば、このような巨大な岩石がダム湛水域に流れ込んでくる懸念があります。

土木部長に伺いますが、ただでさえ熊本地震や豪雨災害で生じた崩壊地の多くがそのまま放置されているわけであります。加えて、現在の活発な地殻活動、先程申しました気候変動のもとで、3年前のような、あるいはそれを上回るような大災害の発生さえありうる状況であります。そうすればさらに大規模な崩落が発生する

危険性があります。ダム津波、穴づまりの発生など、ダムの存在が危険な事態を引き起こすのではないのでしょうか。

次に三点目、白川の河川改修について、やるべき箇所の改修をやらずして立野ダム建設を推し進めることは許されないという点であります。私は先日県管理区間である白川中流域の状況を見てまいりました。写真⑤は三協橋であります。少しわかりにくいですが、左岸側の橋のたもと付近の護岸が出っ張り、橋梁によって河道が狭くなり流れを妨げる状況となっております。洪水時には非常に危険な個所になるのではないかと懸念されます。中流域にはこのように洪水時、流下の妨げになるとと思われる橋梁が複数ありますが、こうした箇所こそダム建設に予算をつぎ込む前に、最優先で改修を取り組まなければならないのではないのでしょうか。

以上三点、土木部長にお尋ねします。

(土木部長答弁骨子)

1、治水に対する考え方について

治水計画は、河川ごとの特性を踏まえつつ、様々な手法を適切な役割分担のもと策定するものである。近年、全国で記録的豪雨が発生しているため、流域市町村と連携してソフト対策も含めた総合的な取り組みを推進してまいらる。

2、立野ダムにおけるダム津波や穴づまりについて

ダム津波について、原因になると危惧される斜面崩壊のうち、湛水予定地斜面については、国が設置した「立野ダム建設にかかる技術委員会」で「必要に応じて対策を打を実施することにより、湛水に対する斜面の安定性を確保できると考えられる」との結論が出されている。

一部の斜面では対策に着手されており、残る斜面についても、ダム建設事業完了までには必要な対策を適切に実施すると伺っている。

穴づまりについて、技術委員会で「放流孔内に流木や大きな石が固定化されるような閉塞が生じることはなく、洪水調節能力にも影響はないと考えられる」との結論が得られている。

(山本切り返し)

私は一点目に、一般論として、ダムは想定を超える雨が降れば洪水調節機能を失い、逆に緊急放流など下流に危険を及ぼすことなるのではないかということをお尋ねしました。そのことにお答えいただいておりますのでもう一度ご回答をお願いします。

(土木部長再答弁。最初と同様の内容)

(山本切り返し)

結局ですね、ダムは想定を超える雨が降れば危険な構造物になるのではないかと、私の質問については、結局否定されなかったように思います。たとえ想定外の大雨が降ったとしても、決して住民の生命・安全・財産を脅かすような事態を招かないようにすることが、ハード対策の大命題にすえられなければならないと思います。そういう点でダムを前提とした治水対策は大きなリスクが生じるということを確認しておきたいと思います。

そして、土木部長がご回答されるのではないかと予測していた問題についてもお話しますが、「ダムがあれば避難する時間が生まれる」とのお話がございます。しかし緊急放流によって一気に水かさが増し、堤防決壊の

危険性があるという点については否定できないと思います。現に、死者が発生するなどの被害が現実起こっていると指摘されていることを、もっと重大に考えるべきだと思います。なぜならダムを含む治水策の場合、堤防の高さや川幅の広さは、ダムによる洪水調節を前提に設計されているからです。ダムが洪水調節機能を失えば、より甚大な被害が下流域に及ぶことは明白ではないでしょうか。

第二点目、斜面崩壊については、技術委員会において必要に応じて対策を実施することにより、安全性を確保できるとの結論が出されているとの答弁でありました。ただ蒲島知事は昨日の本田議員の質問に対し、北向山の崩壊は自然の力での復旧、との立場を強調されました。文化庁、環境省、林野庁、そして蒲島知事の見解はそうだけれども、しかしダム建設推進の国土交通省からすれば、技術委員会が指摘するように対策工事を実施すると。結局、ダム建設と北向き谷原始林を自然のまま残すということは両立できないということがはっきりしたのではないのでしょうか。天然記念物を破壊し、コンクリートで固めた地域を景勝地に、というのはいかにも国土交通省らしい発想かもしれませんが、しかし巨大な人工的構造物であるダムは阿蘇の雄大な自然・景観を壊してしまうものだとすることを指摘したいと思います。

さらに穴づまりの件ですが、技術委員会は放流孔内に大きな石や流木が固定化される状況はないと断言しました。ところがそのことを検証する実験は、つまようじ等を流木に見立てて模型で流してみるという事件は行なっているけれども、岩石については行なわれておりませんし、ましてや実際の洪水で想定される水気をたっぷり含んだ枝葉、根っこのついた流木、岩石、土砂が混ざり合っただけで押し寄せてくる。そうした想定での顕彰は行っていないのであります。これでどうして穴づまりを起こさないという結論をうのみにできるのでしょうか。私には必ずさんであるとは思えません。

三点目、国土技術研究センターがまとめた河川を横過する橋梁に関する計画の手引きによると、河川を横ぎる橋梁は、狭窄部など河川流況が変化する区間を避けることとあります。河川の流れを妨げるような箇所があればその箇所から越水したり堤防が決壊する危険が高まります。

現に国管理区間の代継橋、龍神橋は河道拡幅にともない橋の架け替えをおこないました。龍神橋は私の地元渡鹿にあり、地元の人たちから永く親しまれてきた橋で、何とか残せないかという要望がありましたが、河道が狭くなる箇所を解消しなければ洪水被害につながるとの説得にやむを得ず承諾した経緯がありました。一方で中流域ではこのような狭窄部が放置されています。洪水発生の原因箇所となりかねない危険箇所を残したままでは行政の瑕疵が問われる。ダム建設の前に先にやるべきことがあるのではないのでしょうか。

3、立野ダム問題について

蒲島知事に見解をただしたいと思いますが、ダムを一旦作れば少なくとも半世紀あるいはそれ以上という長い期間、ダムは存在することになります。毎年のように、これまで経験したことのないような豪雨が発生している気候変動。そして活発な地震活動も今なお各地で発生しています。島原地溝帯が走り、断層が集中している立野峡谷、しかも崩れやすい、大変もろい地質から成り立っており、湛水域上部の斜面には広大な人工林が広がっています。こんなところにダムを作れば、極めて深刻な人災をもたらしかねない危険な構造物を後世に残すことになります。国土交通省が示した流下能力算定表を見ても、日常的な河道掘削と堤防強化により、ダムによらない治水対策は十分に可能であります。

立野ダム建設がもたらすものは人災の危険だけではありません。公益財団法人日本交通公社は、阿蘇山岳を日本を代表する観光資源である特A級の指定をおこなっています。また立野峡谷は世界が認定した阿蘇ジオパークのジオサイトの一つですが、ジオパークは地層、地形、断層などを保護し研究に活かし、科

学教育や防災教育の場、観光資源として地域振興に生かすことなどを目的にしています。その世界の阿蘇の玄関口である立野峡谷がダムと土砂崩落対策のコンクリートで固められてしまったら、雄大で貴重な自然、景観を壊し、教育面でも後世に残すべき貴重な財産を失ってしまうのではありませんか。

こうした点からも立野ダム建設は中止すべきであると考えますが、知事のご見解を伺います。

(知事答弁骨子)

立野ダム建設については、国による技術的な確認・評価の結果、支障となる課題はないという結論が出されている。

市町村も、ダムの早期完成を強く要望している。

県としての治水対策の方向性は、これまでと変わるものではない。

ダム建設予定地周辺の景観・環境の保全については、十分検討していただくよう国に要望してきた。その結果、国は検討委員会を設け、良好な景観を保全するための検討をおこなっている。

加えて、阿蘇ジオパーク推進協議会や地元市町村と連携しながら、観光振興や学びの場などの取り組みも進めている。

県としては、しっかりと取り組まれるよう、引き続き国に対し要望してまいります。

(山本切り返し)

昨日の北向谷原始林についての答弁の中で蒲島知事は、「阿蘇は熊本県民の宝であると同時に世界の阿蘇でもある。阿蘇北向谷原始林は太古の自然を今に残す貴重な財産だ」と強調されました。私はふと、「球磨川は守るべき宝」と強調された知事のかつてのご発言を思い起こしましたが、結局立野ダムについては、従来の立場から一步も変わらない答弁でありました。残念であります。私は、知事の判断が熊本の後世の歴史に重大な影響を及ぼしかねないということ、ぜひもう一度しっかり考えていただきたいと思ひますし、また私たちとしても十分な県としての主体的な検証を今後も求め続けていくことを申し上げて、次に移ります。

4、仮設住宅の供与期間について

仮設住宅の供与期間の問題についてお尋ねします。昨年、民間賃貸住宅を探しているが見つからないという理由では仮設入居の延長が認められなくなった事により被災者を追い詰める深刻な事態が広がっております。

先月、一般紙で、「強制退去 焦る被災者」と題する記事が掲載されました。退去の期限が7月に迫っているけれども、行く当てが見つからないという方の事情が紹介されております。私たちのもとにも、延長が認められずどうすればいいだろうかという相談が複数件寄せられております。4月、5月に入居期限を迎えたみなし仮設入居者の74%が延長が認められなかったと報道されています。みなし仮設の入居延長をしない場合は、入居者を無理やり退去させなくても、県としては業者との契約を終了すれば済むわけで、つまり延長を打ち切りやすいわけであります。なぜ、熊本県は強制退去と報道されるほど、仮設からの退去要請が強められてきたのでしょうか。私は、蒲島知事のご自身の三期目の任期までに、すなわち2020年の4月までに、仮住まいゼロを実現し、住まい再建を終えると宣言されたことと無関係でないと感じています。しかし仮設住宅から強制的に退去させたとしても、それで住まい再建完了と宣言できるような状況には決してなりません。いまだ自宅再建の見通しが立たず仮設住宅にとどまっている方々は、その多くがいわゆる災害弱者であり、収入や健康面で心配を抱えておられる方々です。生活状態や健康に不安を抱えた状態のまま退去すれば、いっそうの生活悪化に

陥ります。そこでまず一点目に、入居延長要件を狭めたことを撤回し、基本的には延長を希望する方々の要望を受け入れるべきだと考えますがいかがでしょうか。この点は蒲島知事にお尋ねします。

次に、被災者の孤立と生活悪化の問題であります。熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置を求める会の皆さんが、昨年11月から今年3月にかけて、益城町、西原村、甲佐町、熊本市の9つの仮設住宅団地と一部のみなし仮設入居者について、被災者の健康と生活に関する実態調査に取り組みました。その中で寄せられている被災者の訴えは切実であります。地震後眠れなくなった、病院に行く回数を減らした。収入が少なく、貯金を取り崩して生活している。電気代が高いのでエアコンは使わない。特に食費を切り詰めている。近所に知り合いはおらず、挨拶もしない。地域活動に参加することもない。相談相手は特にいない。などなどあります。こうした方々がこれからどんどん仮設から退去されていく事になれば、いっその健康悪化、孤立、生活困窮が進行することが心配されます。こうした方々に、必要なサポートを行なっていかなければならないことは当然だと私は考えます。

国も、被災者の生活再建について継続して行政が支援を行っていくことの必要性を認めています。「被災者見守り・相談支援事業」について厚生労働省は、熊本地震については2020年度まで国の100%補助を継続し、さらに仮設退去後も、災害公営住宅や民間賃貸物件に入居された方、あるいは自宅に戻られた方々も含め、支援の対象とすることを表明しています。私はこうした国の支援なども積極的に活用し、まずは県として仮設入居中の世帯、退去された世帯について、その後の生活実態を調査すること、その上で支援が必要と判断される方々についての情報を市町村や関係機関、医療や介護、福祉、ハローワーク、教育などの機関との連携をはかっていく。こうした取り組みが重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また関連して、孤独死調査について県は災害公営住宅入所者を含めないと発表しました。しかし災害公営住宅は、仮設団地などと比べても集会所も少なく、入居者同士のコミュニティ形成も困難となります。災害公営住宅での孤独死の増加は、他の被災地でも大きな問題となっています。被災者を孤立させない取り組みが効果を発揮しているかどうか検証するためには、孤独死の調査は必要な調査だと考えますがいかがでしょうか。以上、これは健康福祉部長にお尋ねします。

三点目の質問は、災害公営住宅の家賃の問題です。災害公営住宅に入居される方の大きな心配の一つは家賃負担であります。東日本震災では建設から最長10年の、収入が少ない方を対象とした特別低減措置が作られました。そのため最大で通常の家賃のおおむね三分の一程度に家賃負担が抑えられました。熊本地震で、災害公営住宅に入所される方々も、低所得者の方々が多数であります。県独自にでも家賃低減措置を設けるべきであると考えますがいかがか。土木部長にお尋ねします。

(知事答弁骨子)

私は、「被災者の住まいの再建なくして、熊本地震からの復興はない」と常々申し上げてきた。

仮設住宅は、被災者の一次的な仮の住まいであり、恒久的な住まいへの一日も早い再建が大事だと考えている。そのためには3期目の任期中に仮設住宅の入居者をゼロにするという目標を掲げて被災者の早期の生活再建に全力で取り組んできた。

本年度末時点で、自宅の建設工期の関係など、やむを得ない理由で仮設住宅に入居されている世帯が約1,700世帯おられ、この方々には、供与期間の延長が必要であり、今後、国との協議を進めてまいらる。

このほかにも、希望する民間賃貸住宅の物件が見つからないなどの理由で、再建が見通せていない148世帯に対しては、地域支えあいセンターや住まいの再建相談員が重点的に訪問し、被災者の希望に沿った物件の案内や災害公営住宅での再建を提案するなど、伴奏型の支援をおこなっており、再建先が決まっていな

いまま強制的に退去を求めることはない。

今後も、被災者お一人お一人の実情や意向を踏まえ、一日も早い恒久的な住まいの再建に向けて、市町村と連携しながら全力で支援してまいります。

(健康福祉部長答弁骨子)

【仮設退去後の被災者の見守りや相談支援活動について】

県では、仮設住宅を退去された方々が、再建先で孤立することなく安心して生活を営んでいただくことが、本当の意味での「生活再建」であるとの認識のもと、被災者支援を進めている。

そのため、住まいを再建された方々についても、地域支えあいセンターの訪問等を通じて、生活状況の実態把握や必要に応じた見守りの支援等をおこなっている。

国においても、地域支えあいセンターの支援対象について、「仮設住宅に入居中の方に限らず、必要に応じ、災害公営住宅や再建した自宅へ転居した方なども含める」としており、引き続き、国の補助事業等を活用し、市町村と連携して見守り活動や相談支援などに取り組んでまいります。

【孤独死の実態把握について】

県ではこれまで、仮設住宅での孤独死について、市町村を通して把握をし、対策につなげてきた。災害公営住宅についても、関係機関と連携して孤独死の実態を把握し、今後の被災者支援の施策等に活かしてまいります。

仮設住宅を退去された方々が、再建先で孤立することなく、安心して生活していただけるよう、引き続き市町村をはじめ関係機関と連携し、きめ細かな支援をおこなってまいります。

(土木部長答弁骨子)

熊本地震被災者の方々のための災害公営住宅は12市町村で整備中。その家賃は市町村が定めるもので、民間賃貸住宅と比べて低く設定されている。また、入居される方の収入が低い場合には、家賃を減免する制度がある。

独自の家賃低減措置は困難だが、被災者の経済負担軽減のため、減免制度の活用等を市町村に働きかけ、公営住宅への入居を支援していく。また、仮設住宅からの転居費用や公営住宅への入居支度費用を助成するなど、被災者の方々の不安解消をはかって参る。

今後も、被災された方々が安心して生活を送っていただけるよう、住まいの再建支援に取り組んでいく。

(山本切り返し)

私は、知事が任期中に仮住まいゼロを実現する、住まい再建を終える、と宣言されたことによって、結果的にその目標が独り歩きしてしまったのではないかと、数追いになってしまったのではないかと申し上げております。

実際に、仮設供与期間の延長についてはどのような検討がされたでしょうか。仮設入所者に対し一枚の調査票によって延長を希望するかどうかの意向調査が行われました。その内容ですが、まず住まいの再建について、自宅再建か民間賃貸住宅への転居か、公営住宅入居を希望するのか、その他か。該当する項目にチェックする。また供与期間内に退去できない理由は何か、下に書かれた三つの項目のうち該当するものにチェックする、

というものであります。三つの項目とは、先ほど知事が言われた項目ですが、これではご家族がどんな困難を抱えているのか、わかりようがありません。なぜ延長を希望しておられるのか、理由を書ける場所はどこにもありません。これで一軒一軒の実情に寄りそった対応が担保されるでしょうか。

ピーク時には4万8千人の方が仮設住宅などの避難生活を余儀なくされました。延長を希望したが認められなかった、あるいは本当は延長したかったのだが、要件を見てあきらめたという方も多数いらっしゃいます。もちろん、順調に生活再建の道を進んでおられる方もおられるでしょう。ただその一方で、無理して仮設を退去したために、健康が悪化した、生活が困窮している、商売が立ち行かなくなったなどの困難に直面しておられる方の数も多数に上ると思われます。お一人お一人の被災者、一つ一つの被災家族に寄り添って支援するのであれば、当然県としてすべての仮設入居者、退去者の生活実態の追跡調査を行なうことが必要であります。住まいを失った方がその後どこに居住し、どんな生活を送っているのか、どのようなサポートが必要なのか、そうした実情を把握している支援団体と行政との情報共有、支援活動が継続されるための体制的、財政的な保障など、国の支援も積極的に活用し、県が市町村としっかりと連携して取り組んでいただきたいと思います。

災害公営住宅の家賃補助の問題であります。これも東日本震災の被災者と熊本地震の被災者で格差が作られた問題です。蒲島知事は、東日本震災のような特措法は実現しなかったが、様々な支援により東日本と同等の、あるいはそれを超えるような支援が実現したと強調されてきました。しかし岩手、福島ではいまだに継続している被災者向け医療費免除制度が熊本ではわずか1年半で打ち切れ、仮設住宅からの強制退去と批判されるような延長要件が持ち込まれ、家賃補助は実現せず。被災者向け生活支援という点では非常に大きな格差がつくられました。一人ひとりの被災者からすれば、自宅をなくした、生活が困難になったという実情は東日本も熊本地震も変わらないのであります。被災者に寄りそうという言葉がスローガンだけでなく、実態あるものになるよう、今後の県の取り組み強化を求めたいと思います。

5、国民健康保険料の問題

国民健康保険制度についてお尋ねいたします。

高すぎる国民健康保険料・保険税が、住民の暮らしを苦しめています。国保料が払えず、滞納している世帯数は2018年、全国で267万世帯にも上り、全加入世帯の約14.5%にも上っています。国保制度の最大の問題は、加入者の平均所得は他の保険制度に比べて低いのに、保険料負担率は逆に一番高いという問題であります。例えば、熊本市に住む給与年収400万円の4人世帯というご家族の場合で比較しますと、仮に協会けんぽに加入していた場合、保険料の本人負担分は年24万円ですが、同じ年収・家族構成の世帯が国保加入だと保険料は年48万円と、ほぼ倍額になります。

知事にお尋ねしたいことのまず一点目は、この高すぎる保険料問題を解決する事は、県民の暮らしと健康を守るためにも、重要な政治課題であること。そして高すぎる保険料を引き下げるためには、公費を投入する以外に道はないことは明白ではないかと考えますが、こうした認識を共有していただいているかどうかについてまずお尋ねします。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望しております。ところが安倍政権は、国民健康保険料・保険税のさらなる大幅な値上げを検討しています。5月31日、安倍首相が議長を務める経済財政諮問会議では、「国保の都道府県内の保険料水準の統一などに取り組む先進・優良事例を全国展開すべきだ」との提言が出されました。もともと国保都道府県化は、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約し、一般会計からの繰り入れなど市町村独自の国保料軽

減策をやめさせ、その分を保険料に転化させるというところに大きな狙いがありました。また差し押さえなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減などの推進について、都道府県と市町村の取り組みを政府が採点し、実績をあげた自治体に予算を重点配分するという保険者努力支援制度も導入されました。

こうした政府のやり方を熊本県は追従し推進するのか、それとも住民を守る防波堤となるのか、熊本県の役割が鋭く問われています。そこで二点目の質問ですが、あくまで国保の運営主体は市町村と都道府県であることを踏まえ、保険料の設定や一般会計からの法定外繰り入れは自治体の判断でできることを保障すること、生活困窮者への自治体独自の軽減策は尊重されること、強権的な保険料取り立てをしないよう市町村に徹底を図ること、こうした姿勢を知事に貫いていただきたいと思いますがご見解を伺います。

(知事答弁骨子)

国保は、被保険者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が大きいという構造的な問題があると認識。

県としては、他の医療保険制度との保険料負担の格差をできる限り縮小するため、さらなる財政支援の拡充について、引き続き、全国知事会と連携して、国へ要望してまいります。

あわせて、毎年増え続ける医療費の伸びを抑えるために、健康づくりをはじめとする医療費適正化の取り組みも進めていく。

保険料率の決定や法定外繰り入れを行なうかどうか等については、各市町村の判断。いっぽう、「熊本県国保運営方針」において、法定外繰り入れについては、被保険者の急激な負担増にならないよう十分配慮しつつ、健全な制度運用の観点から、計画的・段階的に解消していくこととしている。

保険料の徴収については、お一人お一人の実情をよく把握し、必要に応じて分割納付や減免の措置を講じるなど、丁寧に対応するよう市町村に助言している。

(山本切り返し)

(切り返し)

健康づくりをはじめとする医療費適正化を進めていくためにも、病気の早期発見、早期治療が大事であります。ただ、昨年度に厚生労働省が実施した調査によると、国保料が払えていない滞納世帯の比率は、熊本県は全国3番目の高さです。また滞納世帯の中で、正規の被保険者証を取り上げられてしまっている世帯の比率は、全国平均34%に対し熊本県は42.3%であります。安心して医療を受けられない深刻な状況にあります。受診抑制によって病状が悪化し、結果的に医療費がさらに膨らんでしまう。そうするとますます保険料が上がり、払えない世帯が増えるという悪循環に陥ります。この悪循環を断ち切る上でも、公費投入で保険料を引き下げる以外に道はありません。都道府県知事会が提案しているように、公費を1兆円投入すれば、協会けんぽ並みに保険料を引き下げることができます。これが実現すれば、がんばって法定外繰り入れをおこなっている市町村も救われます。引き続き、ぜひ国に強く声をあげていただきたいと思っております。

政府が保険料徴収率を自治体に競わせるようなことになると、当然強権的な、あるいは違法な取立てが横行する状況になりかねません。このことについて熊本県がしっかりと被保険者の立場に立って対応されるよう改めて強く求めたいと思っております。

6、L G B Tについて

L G B Tについてお尋ねします。

県議会でも鎌田議員、城下議員がすでに質問で取り上げられ、県の取り組みをお聞きしております。今年、同姓婚を容認することを求める訴訟が全国4都市で始まりました。同姓パートナーシップ条例・制度を持つ自治体は今年の4月現在で、全国20自治体に広がっています。日本経団連が実施した「L G B Tへの企業の取り組みに関するアンケート」では、90%以上の企業が「性的少数者に関して社内の取り組みが必要」と回答しています。性的マイノリティに対する差別をなくすための運動が、社会を大きく動かしております。

質問準備でこの問題を学習いたしまして、私自身もつくづくこれまでの認識不足を痛感しました。多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子どもや若者たちが、実は身近なところに存在している可能性があり、知らず知らずのうちにそうした方々を苦しめるような言動を取っているかもしれないということを自覚しなければならないと思いました。そういう点ではあらゆる分野で理解を深め、取り組みを促進しなければなりません。多様な性のあり方を認め合う社会ほど、社会のすべての構成員が個人の尊厳を大切にされ、暮らしやすい社会になります。

こうした立場で、熊本県もすすんだ他の自治体の取り組みにも学び、さらに積極的な施策の推進をご検討いただくよう求めたいと思います。

具体的取り組み強化方向として、

- ◎ 公的書類における不必要な性別欄の撤廃。
 - ◎ 同性カップルを「結婚に相当する関係」と認定する条例や施策を制定する。
 - ◎ それぞれ企業が、規模に応じて、相談窓口の設置や福利厚生、社内研修など適切なS O G I、L G B T対策を実施する。
 - ◎ 県として、S O G I、L G B T対策に積極的に取り組む企業の顕彰をおこなう。
- こうしたことを要望したいと考えますが、環境生活部長の見解を求めます。

(環境生活部長答弁骨子)

L G B Tの方々は、偏見や無理解からさまざまな困難に直面している現状がある。社会の関心が高まり、マスコミ報道の増加、法制定に向けた動きも。

性の多様性が尊重され、当事者に安心して暮らしてもらうことは重要な人権課題。県では、職員や県民が正しい知識を持って対応できるよう研修会を開催、啓発資料を作成。昨年度から、各種申請書等の性別記載欄の見直しも進めている。

引き続き、県民の正しい理解が深まるよう、啓発等に取り組んでまいります。

(山本切り返し、最後のあいさつ)

性の多様性を認め合い、性的マイノリティへの差別をなくし、尊厳を持って生きることが求められる運動が年々大きくなっています。こうしたL G B Tの問題も含め、一人ひとりが大切にされ、誰もが自分らしく生きることができる社会、個人の尊厳とジェンダー平等が守られる社会を実現することが大切だと思います。私たち日本共産党としてもこうした考え方を共有できるすべての皆さんと党派立場を超えて手を取り合って、差別や分断のない社会を作るためにがんばってまいりたいと思います。そうした決意を最後に申し上げまして私の一般質問を終わります。有難うございました。